

平成 24 年 2 月 25 日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会  
2 月定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2月定例会

平成 24 年 2 月 25 日

◎ 議事日程 第 1 号

平成 24 年 2 月 25 日（土曜日）午後 2 時 00 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2 号 平成 23 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 5 議案第 3 号 平成 23 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 6 議案第 4 号 平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 第 7 議案第 5 号 平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 8 一般質問

◎本日の会議に付した事件

ページ

|       |  |    |
|-------|--|----|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について   | 3  |
| 日程第 2 | 会期の決定について  | 3  |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について             | 4  |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 平成 23 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について        | 4  |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 平成 23 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について | 4  |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について                 | 4  |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について          | 4  |
| 日程第 8 | 一般質問   | 16 |

◎出席議員 (30人)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 佐藤豊美  | 藤井盛光  | 柳沢周治  |
| 下山村喜作 | 高橋新龍一 | 宮野昭平  |
| 山賀一雄  | 関龍敏晴  | 小中條征男 |
| 渡辺みどり | 川村賢二  | 林中林茂  |
| 古畑浩一  | 豊岡智子  | 大塚フミ子 |
| 金田淳一  | 遠藤樫正  | 小山政周  |
| 中沢一博  | 富熊倉正  | 山藤ノ木浩 |
| 本間博明  | 佐藤野守  | 池田力   |
| 池田力   | 津野庄衛  | 松浦春   |

---

◎説明のため出席した者

|          |      |
|----------|------|
| 広域連合長    | 篠田昭  |
| 副広域連合長   | 渡邊廣吉 |
| 事務局長     | 池上忠志 |
| 業務課長     | 猪俣仁  |
| 総務係長     | 北村秀実 |
| 医療給付係長   | 齋藤敬子 |
| 保険料賦課係主任 | 渡邊幸雄 |
| 電算システム係長 | 大羽賀勤 |

---

◎職務のため出席した者

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 松崎義春 |
| 議会事務局員 | 三浦勲  |
| 議会事務局員 | 丸山真也 |

---

午後 2 時 00 分 開 議

○議長（佐藤豊美） これより、平成 24 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は 30 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

最初に、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、定期監査及び例月現金出納検査の報告であります。

監査委員より、昨年 8 月から本年 1 月までの定期監査及び例月現金出納検査の結果についての提出があり、議長においてこれを受理しておりますが、検査結果については、いずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものでありましたが、ここに御報告を申し上げます。

---

#### △日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤豊美） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において中條征男議員及び津野庄衛議員を指名いたします。

---

#### △日程第 2 会期の決定について

○議長（佐藤豊美） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤豊美） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決しました。

- △日程第3 議案第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- △日程第4 議案第2号 平成23年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
- △日程第5 議案第3号 平成23年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- △日程第6 議案第4号 平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- △日程第7 議案第5号 平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

○議長(佐藤豊美) 次に、日程第3、議案第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」から日程第7、議案第5号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

篠田広域連合長。

[篠田昭広域連合長 登壇]

◎広域連合長(篠田昭) それでは、議案第1号から第5号までについて、説明させていただきます。

初めに、議案第1号、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。平成24年度及び25年度の保険料率ならびに賦課限度額を改定するため、条例の改正が必要になるものであります。被保険者の保険料負担の増加を抑制するため、保険料率を現行のとおり据え置くとともに、賦課限度額を5万円引き上げ、55万円とするのが、主な内容であります。

次に、議案第2号、平成23年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ14億3,599万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ26億1,429万2,000円とするものであります。

次に、議案第3号、平成23年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,440万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,455億3,524万9,000円とするものであります。

次に、議案第4号、平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に

ついてであります。広域連合の運営に係る事務経費を計上するものであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ12億5,060万円と定めるものであります。

次に、議案第5号、平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度の給付事務に係る経費を計上するものであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,507億4,360万円とし、一時借入金については、借入れの最高額を200億円と定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（佐藤豊美） なお、この際、事務局長から本件についての補足説明の発言を求められておりますので、これを許可いたします。

池上事務局長。

〔池上事務局長、自席で説明〕

◎事務局長（池上忠志） 議案第1号から5号までにつきまして、補足説明をさせていただきます。

失礼をいたしまして、着席にてご説明させていただきます。

初めに、議案第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」説明いたします。

予め議案書と一緒に送付いたしております「議案第1号関係資料」といった資料があるかと思いますが、それをご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

この度の医療条例の一部改正につきましては、2つの内容から改正するものであります。

1つ目は、保険料率の改定でございます。この制度では、安定した財政運営を確保するために、2年単位で費用と収入を見込んで保険料率を算定することになっておりますが、前回行った平成22年度・23年度の保険料率算定から、平成23年度末で2年が経過するために、新たに保険料率を算定しようとするものです。

2つ目は、賦課限度額の改正であります。現行の条例において、保険料の賦課限度額は年額で50万円に設定されておりますが、国の政令改正に伴い、これを55万円に引き上げようとするものです。

これらにつきましては、その次の資料「別紙1（議案第1号参考資料）平成24

年度及び 25 年度保険料率改定（案）等について」これに基づきまして、さらに詳しく説明いたしますので、ご覧いただきたいと思ひます。

まず、別紙 1 の 1 ページ目でございます。

1 として保険料のしくみでございますが、ここに表が書いてありますが、医療給付費の財源構成は、これは表のとおりになっておりまして、この表の右側、若干色が変わっておりますが、その右側でございます、医療給付費の 10.51% に相当する額が保険料として必要な額となります。

次に 2 番目の被保険者一人当たり医療給付費の推移でございます。

平成 24・25 年度の一人当たり医療給付費につきましては、各市町村における平成 21 年度及び 22 年度の一人当たり医療給付費の対前年度伸び率の平均値を求めまして、これに基づいて算定したところであります。

その結果といたしまして、平成 24 年度は 69 万 9,575 円、平成 25 年度が 71 万 3,812 円という金額になりました。24・25 年度とも、対前年度比 2.0% ずつ伸びていくという予測でございます。

次に 3 番目の被保険者数の推移についてでございますが、これも市町村ごとに、平成 22 年度の被保険者数の実績に対しまして、新たに 75 歳年齢到達予定者数を加えまして、平成 20 年度から 22 年度の死亡率実績の平均値を減じて集計することによって、予測をいたしました。

その結果といたしまして、表に記載のとおり平成 24 年度は 35 万 2,624 人、平成 25 年度が 35 万 6,462 人という予測値になりました。年度によって増加の度合いにばらつきがありますが、これは新規年齢到達者の実人数の違いによるものでございます。

次にこの資料の裏面 2 ページ目をご覧ください。

4 番の保険料率算定の基本的な考え方についてでございます。

保険料の賦課方法の基本的事項につきましては、資料の四角で囲んだ部分でお示しているとおりでありますが、この中で、前回の算定と変わった点につきまして、アンダーラインを引いてございます。

1 つ目は、上から 4 つ目の保険料の均等割と所得割の関係でございますが、その比率について前回と変更させていただいたということでもあります。これにつきましては、国が示した一定の計算式がございますので、この計算式に基づいて算出をいたしました。

それから、2点目の変更であります。下から2つ目の黒点、高齢者負担率でございますが、これは、高齢者から保険料としてご負担をいただく割合でございます。この負担率は、国の政令により示され、その示された率に基づいて保険料の賦課をさせていただくということでございます。

3つ目は、賦課限度額であります。平成20年度から23年度まで、年額50万円としてまいりましたが、中低所得者の負担を軽減する観点から、政令を改正し、上限が55万円に引き上げられたものでございます。

以上、3点が前回の平成21年度の算定時と異なった部分でございます。

この四角の下のところでございますが、それでは保険料算定の基礎となる賦課総額は、どのようにするのかということを書いてございまして、平成24・25年度の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合計額、これを算出いたしまして、ここから収入の見込額の合計額を引いて得た額、これが保険料として収納を必要とする額となるわけですが、収納率がありますので、これに予定される保険料の収納率で割って算定するということになります。

このことを具体的に示したものが3ページでございます。

費用見込額につきましては、2年間の合計額で、約5,070億円を見込んでおります。また、収入見込額につきましては、右側に書いてございますが、これも2年間の合計で、約4,584億円と見込んでおります。

これらを基に、(2)の試算保険料としては、費用見込額から収入見込額を差し引いた、約486億円が保険料収納必要額となっており、これを予定収納率の99.62%で割った約488億円が賦課総額となるというものであります。

賦課総額を、2年間の被保険者数の平均、35万5千人で保険料率を試算すると、均等割額4万円、所得割率8.25%となり、いずれも平成23年度に比べて上昇する結果になります。

次に、裏面の4ページをご覧くださいと思います。

5の平成24・25年度保険料率について(案)であります。1つは大きめに書いてありますが、平成24・25年度の保険料率につきましては、試算の結果、今ほどご説明したとおりですが、実際に24・25年度に適用する保険料率は、1つは概ね2年を通じて財政の均衡が保てるよう、これにつきましては、法律にも同様の趣旨で書かれていますが、加えて、被保険者の保険料負担の増加を抑制するよう可能な限り努めるとの基本的な考え方に基きまして、平成22・23年度の保険料



率に据え置く案としております。

また、賦課限度額については、政令改正に基づき、現行の 50 万円から 55 万円に引き上げを行いたいと考えております。これにより、保険料収納必要額に占める高所得者の負担分が若干増え、その分、中低所得者の負担分が抑えられるかたちになります。

この資料参考と書いてありますが、国からも、保険料増加への対応策として、広域連合における剰余金の全額活用を行うことなどの検討依頼がきているところでございます。

資料のさらに下になりますが、この保険料率を据え置くための財源でございますが、2年間の合計で約 56 億円が必要となる見込みでございます。当広域連合では、平成 20 年度の制度開始以来、各年度に発生した決算剰余金を、医療財政調整基金として積み立てておりまして、平成 23 年度には 6 億円ほど取り崩す予定ですが、これらの考えを含んだうえで 23 年度末の時点では 50 億円ほど残るものと見込んでいます。これを全額活用し、なお不足する財源約 6 億円については、新潟県が管理している県の「財政安定化基金」というものを活用したいと考えております。この財政安定化基金ですが、資料の右側中央に説明がありますが、平成 21 年度の法改正によりまして、平成 22 年度以降、保険料率の増加を抑制するための財源としても活用できるようになっています。新潟県の基金につきましては、保険料抑制のための交付金に充てられるようにするための条例改正案を、県議会の 2 月定例会に上程するかたちで協議が済んでいるところであります。

その下の表でございますが、これは、いわゆる軽減措置につきまして、これまでと同様に継続するとしたものであります。

以上で、議案第 1 号の説明は終わります。

次に、議案第 2 号「平成 23 年度（新潟県後期高齢者医療広域連合）一般会計補正予算（第 1 号）について」説明いたします。

「議案第 2 号関係資料」をご覧いただきたいと思えます。

金額につきましては、特に申し上げるもの以外は、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

まず、補正理由でございますが、国の補正予算に係る平成 24 年度保険料軽減財源の受入及び決算見込みに基づいた事務的経費を補正するものでございまして、主な歳入予算につきましては、まず、「分担金及び負担金」でございますが、説明

欄の「共通経費負担金」でございます。

これは、各市町村から御負担をお願いしている事務費負担金であります。これが、記載の金額とおりでございます。

次に、「国庫支出金」であります。説明欄の「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」でございます。平成24年度の保険料軽減のため、国からの交付金を広域連合の平成23年度歳入として受入れて、同額を支出し、臨時特例基金に積立てるものであります。なお、平成24年度には、この基金を取り崩して、保険料軽減財源に充当するものです。

続きまして、その下の歳出予算であります。こちらは、「総務費」のみの補正となっております。説明欄「一般管理費」、それから「特別調整交付金事業費」につきましては、記載の事務的経費の決算見込に基づく不用額を減額するものでございまして、また、「臨時特例基金事業費」につきましては、先ほど歳入でご説明しました国からの交付金を基金に積立てるものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

次に、議案第3号「平成23年度特別会計補正予算について」説明いたします。

次の、次のページ「議案第3号関係資料」をご覧くださいと思います。

補正理由は、前年度繰越金、これを医療財政調整基金に積み立て、並びに決算見込みに基づきまして事務的経費及び特別高額医療費共同事業交付金を補正するものであります。

主な歳入予算でございますが、「繰入金」は事務的経費の決算見込みによりまして、また「繰越金」につきましては、平成22年度決算において発生した剰余金を医療財政調整基金に積み立てるための財源として、それぞれ説明欄記載のとおり補正をするものであります。

続きまして、主な歳出予算でございますが、まず「総務費」であります。

説明欄のうち「電算システム経費」につきましては、決算見込に基づく不用額を減額するものです。

「医療財政調整基金経費」につきましては、前年度繰越金を医療財政調整基金に積み立て、翌年度以降の保険給付費等に充当するものであります。

その下の「特別高額医療費共同事業拠出金」につきましては、これは、全国的で発生する高額な医療費による財政リスクがあるのですが、それを分散するための財源として、当広域連合に割り当てられる拠出金があるわけですが、本年度の

予算額を上回るために、記載の額を補正するものです。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

次に、議案第4号「平成24年度一般会計予算について」説明いたします。

その次のページの「議案第4号関係資料」をご覧くださいいただければと思いますが、予算総額、左のとおりでございますが、対前年度7,230万円増、対前年度比6.1%増の記載の金額どおりであります。

主な歳入予算であります。1つ目の「分担金及び負担金」であります。これにつきましては、市町村の共通経費負担金、これにつきましては、対前年度3,349万2千円増の11億6,769万2千円をお願いするものであります。

それから、「国庫支出金」及び「繰入金」につきましては、説明欄記載のとおりでございますが、国庫支出金の説明欄に記載にあります「特別調整交付金 長寿・健康増進事業」につきましては、主な歳出予算の説明欄に記載のあります「特別調整交付金事業費（補助分）」の充当財源でございます。

続きまして、その下でございますが、主な歳出予算、総務費の説明欄の「一般管理事務費」は、事務局維持運営費及び特別会計の運営に係る人件費や事務費のための繰出金が主な経費でございます。

「職員派遣関係経費」は、総務課等職員9人の経費でございますし、「後期高齢者医療制度事業費（補助分）」は、後発医薬品使用促進等経費です。それから、「臨時特例基金事業費（補助分）」は、市町村での広報・相談体制に係る補助分でございます。それから、「特別調整交付金事業費（補助分）」につきましては、市町村での長寿・健康増進事業等に対する補助分を計上したものです。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

次に、議案第5号「平成24年度特別会計予算について」ご説明いたします。

次のページの「議案第5号関係資料」をご覧くださいいただきたいと思っております。

予算総額につきましては、対前年度65億3,960万円の増で、対前年度比2.7%増となっております。

対前年度増の主な理由といたしましては、歳出予算総額中、大半を占めている保険給付費におきまして、被保険者数、あるいは1人当たり医療給付費が先ほどの保険料率算定時の算定どおりに増加すると見込まれることから、前年度と比べて増額となるものです。

主な歳入予算でございますが、市町村支出金の保険料等負担金ですが、各市町

村で徴収いただく保険料でございます。

記載の金額を見込んでおります。

また、市町村支出金の療養給付費負担金ですが、この療養給付費につきましては、保険料のほか、国、県、市町村そして、いわゆる現役世代からの支援金と申しますか、支払基金から、予め法律で定められた割合で負担いただくこととなっております。

平成24年度の療養給付費は約2,472億円と見込んでおります。これを基に、この1/12を市町村からご負担いただくこととなります。

また、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金については、今程、説明したとおり療養給付費に対するそれぞれの負担額が主なものでございます。

また、県支出金につきましては、このほかに、保険料上昇抑制の財源として、県財政安定化基金交付金の3億円を計上させていただいております。

また、繰入金につきましては、事務費繰入金のほか、臨時特例基金繰入金及び医療財政調整基金の繰入金でございます。

続きまして、主な歳出予算ですが、総務費は、記載の金額のとおり見込んでいますが、その内訳としましては、レセプト2次点検業務委託料などの医療給付経費に約6億3千万円、電算システム経費に約3億3千万円、業務課職員16人分の人件費負担に約1億2千万円を見込んでおります。

保険給付費は、療養給付費等として、約2,491億円を見込んでいます。

それから、その下が保健事業費でございますが、健康診査事業の市町村への委託料でございます。対前年度減となっておりますが、この経費は、いわゆる保険料率算定の際、費用として見込むものの一部でございます。そんなことから、保険料の増加抑制などの観点を入れまして、受診率を、これまでの実績を参考に、若干下方修正をしたものであります。

なお、議案第2号から5号までの予算議案に関連しますが、市町村からの負担金等の内訳につきましては、それぞれ別紙2及び3のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤豊美） はい、ありがとうございました。これより、議案第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

○議長（佐藤豊美） これより、議案第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤豊美） 次に、議案第2号「平成23年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号「平成23年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤豊美） 次に、議案第3号「平成23年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号「平成23年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤豊美） 次に、議案第4号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計

予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤豊美） 次に、議案第5号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

渡辺みどり議員。

〔渡辺みどり議員、登壇〕

◆渡辺 みどり 平成24年2月議会にあたりまして、ただいま上程されております議案第5号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」において反対の立場で討論いたします。

最初に当新潟県後期高齢者医療広域連合では、24年度、25年度の保険料を据え置くと提案されました。調査をお願いしましたところ、47広域連合中7広域連合が均等割、所得割とも据え置いております。新潟県はその7広域連合の一つであります。当広域連合は全国でも数少ない広域連合の一つであり大変評価するものです。

しかし、私は、この制度の根本的な問題として、いくつかの点を指摘しなければなりません。

平成20年から実施されました75歳以上の高齢者などを対象にした後期高齢者医療制度は、全国で約1,400万人、新潟県では35万5千人の方が加入するものです。国保やけんぽの加入者が75歳になった途端、これまでの公的医療保険から切り離され、独立した制度に囲い込まれる差別的な仕組みです。2年ごとに保険料の見直し改訂が行われます。今回は2度目の改定時期にあたります。前回1回目の平成22年度改訂において平均で3,760円増という試算でしたが、20年度決算の剰余金を活用し、保険料は据え置かれました。民主党政権への政権交代の中で厚

労省は現行制度を廃止するまでの間、高齢者の方々に不安や混乱を生じさせることのないよう可能な限り負担の増加を抑制すること、そのための対応策として広域連合における剰余金を活用等行うことと通知し、国民の世論と運動の広まりの中で引き上げ幅は抑制されました。2度目の改定となる今回は、全国的に大幅な引き上げが実施されるとされています。当新潟県広域連合においては、24年、25年度の保険料は均等割で4,700円、所得割で1.1%の実質保険料が引き上げの試算が行われましたが、22年度、23年度において生じると思われる剰余金の全てと財政安定化基金の借入れをもって保険料の引き上げを抑えたことになりました。この2度の改定をみても、この制度が75歳以上の人口増と医療費の増により、そして、若年人口の減少による高齢者負担率が改定ごとに増加し、今改定では10.5%と政令改正されておりますが、保険料に跳ね返る仕組みとなっております。

導入当時の厚労省担当幹部は、医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者自らの感覚で感じ取っていただくと、その狙いを語っていましたが、今年度は3年ごとの見直しとなる介護保険料の改定も同時に行われる年度であります。年金支給額は4月分から段階的に減額されます。高齢者にとって二重、三重に苦しめられるのです。高齢者に我慢と犠牲を強いる冷酷な制度の存続はこれ以上許されないことだと考えます。人類の歴史は人間の長寿を願い、医学の進歩を進めてきました。そして、節目、節目に長寿を祝ってまいりました。75歳という年齢で差別するこの後期高齢者医療制度は、先人の願いと努力を無にするものであり、世界に類を見ない悪しき制度だと考えます。高齢者を苦しめる制度は直ちに廃止し、元の老人保健制度に戻すべきです。そして、人間ドックや肺炎球菌予防ワクチン、歯科検診など長寿健康増進の予防活動や健康診査の充実を国の責任として行うべきということを訴え討論いたします。

○議長（佐藤豊美） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤豊美） ないようでありますので、討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。



[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

△日程第8 一般質問について

○議長（佐藤豊美） 次に、日程第8、一般質問を行います。

なお、申し合わせによりまして、あらかじめ発言時間の制限をいたしております。

発言時間につきましては、1人15分以内、答弁を含めて30分以内とし、質問回数は3回までといたします。

また、初回は登壇席から、2回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

なお、再質問、再々質問をする場合は、通告した内容の範囲内での質問とし、通告した内容から外れる質問につきましては、厳に慎んでいただくよう、お願いいたします。

それでは、通告順により、質問を許します。

初めに、佐藤守正議員に質問を許します。

[佐藤守正議員、登壇]

◆佐藤守正 通告にしたがいまして3点について質問をいたします。まず1点目、今回の保険料改定で、余剰金を使って向こう2年間の保険料率を変えないという選択をしたことは、域内の後期高齢者にとっては大きな朗報であります。東京、埼玉、神奈川などが軒並み大幅値上げだと聞いています。東京などは前回4.9%引き上げたにもかかわらず、今回はさらに1.3%もの引き上げで、平均保険料で93,258円にもなるのだそうであります。神奈川、埼玉は前回若干引き下げたのだそうなのですけれども、今回はその引き下げを帳消しにする大幅引き上げで、神奈川県は90,560円、埼玉県は75,058円になると聞いております。このような時に新潟県が60,844円のまま2回連続して値上げをせずに保険料を据え置く事が出来ているのであります。それはなぜなのか。そうできる理由をどのように捉えているのか、大幅に上げている都道府県との違いはどこにあるのか。それを伺いた

いと思います。

質問の2つ目、前回の改定時も余剰金 26 億円をつぎ込む事によって保険料率を上げないという財政運営計画だったが、しかし、結果的にはその余剰金を全部使うこと無く一定額を残す事によって、今回の余剰金に積み増す事ができます。

今回もなるべく余剰金を減らさずに次回の改定時のために備蓄できたらよいと思いますけど、それが可能かどうかの見通しを伺いたいというのが2つ目でございます。

3つ目、民主党政権はこの制度の廃止を公約しており、その見直し案もすでに発表しています。しかし、それも世論の反撃を受けてなかなか実施できずにいる状態であります。

この制度の今後についての情報をお持ちなら教えて頂きたい。併せて、今後の動向についての連合長の見解・評価をお聞かせいただきたいというのが3つ目の質問であります。以上、よろしく願いいたします。

◎広域連合長（篠田昭） 佐藤守正議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新潟県広域連合が2回連続で保険料を据え置くことができるのはなぜか、その理由をどのように捉えているか、についての御質問であります。

保険料のしくみ及び保険料率算定の基本的な考え方については、先ほど事務局長から説明させていただいたとおりです。

試算保険料については、前回改定時及び今回とも増加となりましたが、前回は平成 20 年度決算の剰余金を活用することで、今回は剰余金に加え新潟県財政安定化基金も活用することでそれぞれ据え置くことが可能となりました。なお、前回は 46 の広域連合において剰余金を保険料率の増加抑制に活用いたしました。

当広域連合の剰余金については、平成 20 年度及び 21 年度の保険料率算定の際に見込んでいた医療費が実績で下回ったこと、普通調整交付金額が実績で上回ったこと、また、平成 22 年度及び 23 年度の保険料率改定の際に見込んでいた医療費が実績で下回ったことにより生じたものです。

また、県財政安定化基金については、保険料率の増加の抑制に活用することについて新潟県と協議が整ったものであります。

次に、前回の改定時に続き、今回もなるべく余剰金を減らさずに次回の改定時のために備蓄すべきと考えるが、その見通しはどうか、についての御質問であります。

当広域連合としては、概ね2年を通じ財政の均衡が保てるよう、また被保険者の保険料負担の増加を抑制するよう可能な限り努めるとの基本的な考え方に基づいて、平成 22 年度及び 23 年度において生じると見込まれる剰余金を全額活用し、併せて県財政安定化基金を活用することで保険料率を据え置くこととしたものです。

そのため、次回の改定時において剰余金は無くなる見込みです。なお、今回活用予定の剰余金約 50 億円については、平成 24 年度及び 25 年度で見込んでいた療養給付等費用額の 1% 程度の金額であり、剰余金は医療費の動向次第で変動する可能性が大きいものです。

いずれにしても、平成 24 年度及び 25 年度における財政状況や、次回の保険料率改定時における、その時点での制度の見直しの骨格など諸状況をみて改定することとなります。

次に、新制度についてです。今月 17 日に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定されました。

大綱の中の「高齢者医療制度の見直し」については、高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行うとし、具体的な内容については、関係者の理解を得た上で、今通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出するとされています。

当広域連合といたしましては、新たな制度の設計に際して、再び、混乱が生じないように、分かりやすく、国民の納得が得られる制度とすること、十分な周知期間を確保すること、また、広域連合、市町村における準備期間と財源を確保することが重要であると考えており、国に対しても、引き続き意見要望していきたいと考えています。以上であります。

◆佐藤守正 ありがとうございます。1 点目の保険料を上げずにすむのはなぜかという質問について、もう少し説明いただきたいのです。私が知りたかったのは、こういう数字がでたので上げなくてすんだという、そのことではなくて、なぜそういう数字で新潟県は収まっているのか、収まってしまうのか、他の都道府県が軒並み上がろうとしているときに、新潟県がなぜ上げないでよい数字になって出てくるのか、その理由を連合長はどのように捉えているのかを聞きたいのであります。

2 つ目、3 番目のこの制度の今後についての質問についてでありますけれども、連合長のお考えをもう一度確かめておきたいと思っております。2008 年、平成 20 年ですけれども、4 月にこの制度が始まります。この制度が始まった時には、この制度への批判が沸騰して、列島騒然と言ってもよい状況でありました。翌 2009 年の総選挙では、この空気に乗って後期高齢者医療の廃止を訴えた民主党が圧倒的に勝利し、自公政権にとって代わって政権に就いたのです。そして、同年 7 月、民主党は後期高齢者医療制度に代わる新しい医療制度についての構想を発表します。この度、社会保障と税の一体改革大綱が閣議決定されて、今国会に提出されていますけれども、その中にあらためて後期高齢者医療制度の廃止が掲げられていま

す。しかし、その内容は2年半前に民主党が発表した構想のそのものであるよう  
であります。民主党が用意している構想によれば、後期高齢者医療制度を廃止し、  
高齢者のうちの会社員の扶養家族は企業者保険に加入させ、それ以外の高齢者  
は国民健康保険に戻すとしています。これだけをみれば国民の要望に応えた  
かのようなかたちはとっています。しかし、その中身は違います。国保加入の高  
齢者は現役世代とは別の会計に入れられて医療費が増えるのに応じて保険料負担  
も引きあがる仕組み、それをそのまま残しています。つまり、後期高齢者は国保  
に戻った後も保険財政は現役世代と別建てにされ、保険給付費の1割相当が保険  
料として課される仕組みは現行の制度と同じであります。

医療にお金がかかる高齢者だけを集めて、財源の1割を高齢者の保険料で賄う  
という点で現行の高齢者医療制度と全く変わらないのであります。

かつての老人保険制度の下では、高齢者の負担、現役世代の負担そういう区別  
は無く、国と地方の公費と、年齢には関係なく被保険者が支払った保険料によ  
って高齢者の医療が保障されていました。後期高齢者医療制度は、それをわざ  
わざ高齢者の保険料、現役世代の支援金と公費と分けをして、高齢者の医療費が  
かさんで、高齢者人口が増えるに応じて保険料を支払う仕組みにしたのですけれ  
ども、今回の民主党の案は制度の廃止とはいうものの、それはそのまま引き継が  
れるのであります。さらに問題は、別勘定にした高齢者の医療運営を都道府県単  
位で行うという点であります。この点でも、現行の後期高齢者医療制度と全く同  
じであります。なぜそうするのか、これについては、厚労省の役人がストレートに  
答えております。市町村は、国保の保険料を抑えるために一般会計から繰り入れ  
をしている。そういうことで市町村の国保の保険料の値上りを抑えている。後  
期高齢者の被保険者を市町村にすると、市町村はそれにも国保と同じく一般会  
計から繰り入れてしまうから、そういうことをさせないために後期高齢者の医療  
は都道府県単位で運営するというわけですね。高齢者サービスが無くなったかの  
ように見せかけるように国民健康保険の看板を使っているだけで別勘定の導入を  
呼び水にして国保全体を県単位に広域化しようというのが民主党の考え方なの  
であります。この民主党の方針を連合長はどう思われているのか、その事をもう一  
度お尋ねしたいと思います。議長。

◎広域連合長（篠田昭） そんなの通告外じゃないですか。通告外。

◆佐藤守正 あの、2番は3番目質問の発展として私は捉えていましたが、違い

ますでしょうか。

◎広域連合長（篠田昭） そんなのは通告外ですよ。

◆佐藤守正 議長にお任せします。

○議長（佐藤豊美） 今程、篠田広域連合長よりお話がありましたように、まあ、当然先程の質問に対して答弁漏れや、また、ちょっと方向が違うとかいうのがあれば、再質問の対象になりますが、おっしゃっていること云々というのは、私はちょっと的外れかなととらえております。

ということで答弁を続けます。では、連合長。

◎広域連合長（篠田昭） 佐藤守正議員の再質問にお答えします。なぜ2回連続で値上げをせずに据え置きができたのかということにつきましては様々な分析をきっちりやらなければ正確なお答えはできませんけれども、基本的には先ほど申しましたとおり医療費の占めるウエイトが非常に大きいわけでございますので、そういうものが、それぞれの市町村の健康づくり運動など保健運動が浸透して新潟県は老人一人当たりの医療費がもっとも安いということになっている。まあ、健康県、これは、一つの証拠だということで私は各市町村が健康づくりや保健活動に熱心に精力的に取り組んでいることを評価しているものであります。そして、2つ目のものについては、先ほどの通告外以外のことでお話をさせていただければ、我々としては、全国の市長会へも提案をさせていただいておりますけれども、新しい高齢者の医療制度については、これは持続可能なものとさせていただくことと、そして、今の制度より後退しないということが基本だと考えております。

○議長（佐藤豊美） はい、佐藤守正議員。

◆佐藤守正 はい、ありがとうございました。1点目のなぜ新潟県の医療費が上がらずにすむかに関わってですけれども、今、連合長は、それぞれの自治体市町村での保健活動が熱心に行われているその結果だとおっしゃいましたけれども、そういう側面と一緒に新潟県はなんといっても未だ医療過疎県ですよ。医師がうんと足りないという状況があるわけですが、そのことが医療費が上がらない理由になっている。その一つの理由であると連合長はお考えではないでしょ

うか。

◎広域連合長（篠田昭） それも通告外で、そんなのちゃんと最初に通告していただかないと調べられませんよ。

○議長（佐藤豊美） これもまた通告外の質問でしょうか。

◎広域連合長（篠田昭） 感想的な発言でよければ答弁させていただけるが。

○議長（佐藤豊美） はい、篠田広域連合長。

◎広域連合長（篠田昭） 佐藤守正議員の再々質問にお答えいたしますけれども、そういうものにつきましてはデータ面でしっかりとお答えしなければ誤ったことにつながりかねないので、そんなことぐらいしっかりと通告してください。

そして、私の感想的なことでは、長野県については、医療過疎地域が大きいということは医療関係者からお聞きしておりますが、それに比べて新潟県の方が医療過疎地域は長野県に比べれば限定的であるというようなお話を聞いておりますので、私は医療を受ける機会が新潟県が圧倒的に少ないというふうには考えておりません。

○議長（佐藤豊美） 次に、池田力議員に質問を許します。

〔池田力議員、登壇〕

◆池田力 それでは、通告にしたがって、一般質問を行います。質問の内容は佐藤議員の質問にかぶるものもありますが、通告にしたがって質問をさせていただきます。

1つとしまして、保険料の据え置きについてということで2点ほど質問をさせていただきます。

今後2年間で見込まれる余剰金を使用することで、2012年、2013年の保険料率を据え置くことは被保険者にとっては評価できますけれども、2年後の改定で上昇見込みと言われておりますけれども、これについてはとても不安であります。今回の据え置きに無理はないのか聞きたいと思えます。

2点目としまして、2年後1割以上の負担増ということが、1月30日に行われ

ました県広域連合の懇談会での事務局の示した数字でありますけれども、負担増は被保険者の立場からすれば大変不安であります。50億の積み立てが出来た訳と、2年後の収支見込みがどのようになるのか聞きたいと思います。

以上であります。

○議長（佐藤豊美） 篠田広域連合長。

◎広域連合長（篠田昭） 池田議員のご質問にお答えいたします。はじめに剰余金を活用することで保険料率を据え置くのは評価できるが、今回に無理はないのかについてであります。

保険料率については、高齢者の医療の確保に関する法律において、「おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」と規定されていること、及び当広域連合としてはこれに加えて、被保険者の保険料負担の増加を抑制するよう可能な限り努めるとの基本的な考え方に基きまして、平成22年度及び23年度において生じると見込まれる剰余金を全額活用し、併せて県財政安定化基金を活用することで保険料率を据え置くこととしました。

なお、国の事務連絡においても、平成22年度及び平成23年度において生じると見込まれる剰余金については、保険料の増加を適切な水準とするため、あるいは保険料の増加を一定程度抑制するため、その全額を新保険料率の算定に係る収入として計上することとされています。

また、被保険者や医療関係者の代表などにより構成される当広域連合の医療懇談会におきましても、多くの委員から「剰余金を最大限活用し保険料を抑えるべき」との意見をいただきました。

続きまして、剰余金について50億の積み立てができた訳と、2年後の収支見込みについてであります。

先ほど佐藤守正議員の一般質問にお答えしたとおり、剰余金については、医療費が実績で下回ったことなどにより生じたものであり、今回、剰余金を全額活用し、併せて県財政安定化基金を活用することで保険料率を据え置くこととしたものであります。

そのため、次回の改定時において剰余金は無くなる見込みですが、医療費の動向次第で変動する可能性が大きいものであります。

いずれにしても、平成24年度及び25年度における財政状況や、次回の保険料率改定時における、その時点での制度の見直しの骨格など諸状況をみて改定することとなります。

以上であります。

○議長（佐藤豊美） 池田力議員。

◆池田力 簡単に質問させていただきます。今回の据え置きというのは本当に歓迎される内容かなと思われるのですが、2年後に10%以上というのであれば、今回ちょっとでも上げておいた方がよいのではないのかなと思うところではありますが、そのへん簡単に答弁願います。

○議長（佐藤豊美） 篠田広域連合長。

◎広域連合長（篠田昭） 池田議員の再質問にお答えいたします。先ほども申しあげましたように、これにつきましては、国からの事務連絡、先ほど申し上げたとおりであります。そしてまた、医療懇談会におきまして、多くの議員から剰余金を最大限に活用し保険料を抑えるべきとのご意見をいただいたということで、今回の方向をとらせていただいたということでありまして、私どもの耳には、保険料率を上げて次に備えろという声は今のところあまり入っていないということがあります。

○議長（佐藤豊美） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

---

△日程追加 議案第6号 監査委員の選任について

○議長（佐藤豊美） ただ今、広域連合長から議案第6号「監査委員の選任について」が提出されました。

ここで、本議案を配付いたします。

〔議案の配付〕

お諮りいたします。

ここで、日程を追加し、本議案を議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



御異議なしと認めます。

よって、議案第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、本件は議員の除斥に該当いたしますので、地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、関龍雄議員の退場を求めます。

〔関龍雄議員 退場〕

広域連合長の説明を求めます。

篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇〕

◎広域連合長（篠田昭） 議案第6号「監査委員の選任について」説明いたします。

監査委員の選任につきましては、現在、上越市議会より選出の柳沢周治議員にその職を務めていただいておりますが、本年4月に任期満了となられることから、後任の監査委員につきましては、議会の同意をいただきたいということで提出するものであります。

後任の監査委員につきましては、加茂市八幡2丁目2番11号 関龍雄氏を選任したいというものであります。

よろしく御同意をお願いいたします。

○議長（佐藤豊美） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号「監査委員の選任について」を採決いたします。  
本件については、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、本件については、これに同意することに決しました。

〔関龍雄議員 入場・着席〕

---

○議長（佐藤豊美） これで本日の日程は、全て終了しました。

以上で、平成24年新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後3時05分 閉 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

佐藤 豊 美

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

伊藤 征 男

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

津野 庄 衛